

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、各部の業務、職員の参集体制等について定める。

1 各部の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおりその業務を行う。

部	業務事項
危機管理部 ・本部運営班 (危機管理・防災課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案に関する事。 ○ 市国民保護協議会の運営に関する事。 ○ 市国民保護対策本部会議の運営に関する事。 ○ 避難実施要領の策定に関する事。 ○ 研修・訓練及び啓発に関する事。 ○ 特殊標章(※)等の交付に関する事。 ○ 警報及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 ○ 被災情報の収集、報告に関する事。
企画管理部 ・渉外班(秘書課) ・企画班 (企画政策課) ・交通班 (地域振興課) ・動員班(職員課) ・電算管理班 (情報システム課) ・応援班(指導検査室・監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部運営の補助に関する事。 ○ 広報活動及び報道機関との連絡に関する事。 ○ 関係機関に対する連絡調整及び応援要請に関する事。 ○ 運送事業者との関係に関する事。 ○ 職員の動員及び応援調整に関する事。 ○ ボランティア及び(仮称)地域安全サポーターとの関係に関する事。 ○ 情報システムの確保に関する事。

<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務班(総務課) ・ 財政班(財政課) ・ 管財班 (管財契約課) ・ 調査班(税務課) ・ 物資班(納税課) ・ 応援班 (改革推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会との連絡調整に関する事。 ○ 車両の調達・配車及び緊急輸送の実施に関する事。 ○ 電話等通信施設の確保に関する事。 ○ 機械、器具及び物品の調達に関する事。 ○ 救援物資の受入れ及び保管・配分に関する事。 ○ 被災者名簿・被災区域図面の作成及び罹災者の証明に関する事。 ○ 所管財産等の被害調査に関する事。 ○ 住家及び非住家の被害調査に関する事。 ○ 武力攻撃災害対策に伴う予算措置に関する事。 ○ 応急公用負担(※)等に係る処理に関する事。 ○ 損失補償(※)・損害補償(※)に関する事。 ○ 応援に関する事。
<p>市民環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発推進班 (啓発推進課) ・ 清掃班 (生活環境課・ 清掃事務所・ リサイクル事務所) ・ 市民班(市民課・市 民相談課) ・ 斎場班(斎場) ・ 西支所班(西支所) ・ 加佐分室班 (加佐分室) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急食糧の調達に関する事。 ○ 武力攻撃災害時の防疫に関する事。 ○ 死亡者の処理に関する事。 ○ 安否情報の収集及び提供の体制整備に関する事。 ○ 所管施設の保全、警備、被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 武力攻撃災害によって生じたゴミ及びし尿等廃棄物の対策に関する事。
<p>福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護・援護班 ○ 子ども支援課 ○ 子ども育成課 ○ 地域福祉推進課 ○ 高齢・障害福祉課 ○ 介護保険課 ○ 福祉援護課 ○ 安岡園 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ○ 避難所の開設・管理運営及び避難者の収容・保護に関する事。 ○ 所管施設の保全、警備、被害調査及び応急対策に関する事。
<p>健康推進部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進班 ○ 医療政策推進課 ○ 健康増進課 ○ 保険医療課 ○ 文庫山学園 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会、医療機関との連絡調整に関する事。 ○ 救援のうち食料・飲料水及び医療に関する事。 ○ 医療機関の被害調査に関する事。 ○ 保健衛生の確保に関する事。 ○ 所管施設の保全、警備、被害調査及び応急対策に関する事。
<p>産業振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林班(農林課) ・ 水産班(水産課) ・ 商工班(産業振興・ 雇用対策課・みなど 振興課・観光商業 課) ・ 公設市場班 (公設卸売市場) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援のうち生活必需品に関する事。 ○ 農林・水産・商工業団体との連絡に関する事。 ○ 農林・水産・商工関係の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 避難者の誘導に関する事。 ○ 所管施設の保全、警備、被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 外国人への支援に関する事。 ○ 応援に関する事。

<p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木班 <ul style="list-style-type: none"> 監理課 都市計画課 都市整備課 土木課 ・住宅班 (建築住宅課) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の保全、警備、被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 救援のうち収容施設に関すること。 ○ 避難者の誘導に関すること。 ○ 応援に関すること。
<p>下水道部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道班 <ul style="list-style-type: none"> 下水道建設課 下水道総務課 東浄化センター 西浄化センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の保全、警備、被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 避難者の誘導に関すること。 ○ 応援に関すること。
<p>水道部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務班(業務課) ・水道建設班 (水道建設課) ・浄水班(浄水課) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設の保全、警備、被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 飲料水の確保・供給に関すること。
<p>会計部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計班(会計課) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃災害関係経費の収支に関すること。 ○ 応援に関すること。
<p>消防部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防班 <ul style="list-style-type: none"> 警防課 総務課 通信指令課 東消防署 西消防署 中出張所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部運営の補助に関すること。 ○ 消防団及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ○ 警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ○ 災害時における通信の運用及び確保に関すること。 ○ 避難者の誘導に関すること。 ○ 武力攻撃災害への予防、警戒及び対処に関すること。 ○ 物資及び資材の備蓄に関すること。 ○ 救援のうち被災者の捜索・救出及び死体の捜索・収容に関すること。
<p>教育振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育総務班 (教育総務課) ・学校教育班 (学校教育課) ・社会教育班 (社会教育課・ 赤れんが博物館) ・公民館班(公民館) ・スポーツ施設班 (スポーツ振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及び生徒の応急教育に関すること。 ○ 所管する学校・幼稚園の施設・設備の保全、警備、被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 所管施設及び文化財の保全、警備、被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 避難者の誘導に関すること。 ○ 応援に関すること。

病院部 ・ 救護班 ┌ 管理課 ├ 医療サービス課 └ 加佐診療所	○ 救護所の設置及び運営管理に関すること。 ○ 医療用資機材の確保に関すること。
議会事務部 ・ 議会班 総務課	○ 議員連絡に関すること。 ○ 応援に関すること。

2 市職員の参集体制等

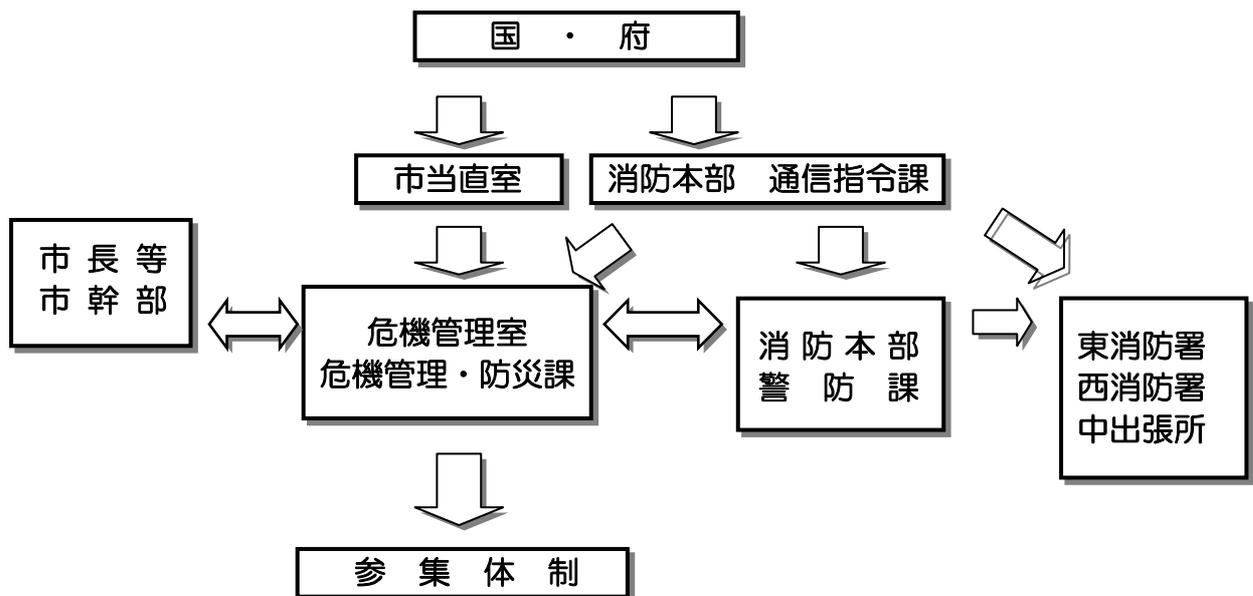
(1) 職員の迅速な参集体制の確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を確保する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長等幹部及び危機管理・防災課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

休日・夜間等における連絡体制



(3) 市の体制及び職員の参集体制等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集体制を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	担当部局等の情報収集等の対応が必要な場合 〈例:国内で発生した武力攻撃等〉		1号
	事態に即した対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） 〈例:市域又は近隣市町で発生した武力攻撃等〉		2号
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	担当部局等の情報収集等の対応が必要な場合 〈例:国内で発生した武力攻撃等〉	1号
		事態に即した対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） 〈例:市域又は近隣市町で発生した武力攻撃等〉	2号
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 〈例:市域又は近隣市町で発生した武力攻撃等〉		3号

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理・防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理・防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の体制基準

市は、(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

体制		所 掌 事 務	配備体制
1号	担当課体制	危機管理・防災課職員の参集により、必要な情報収集に当たるとともに各関係機関の連絡調整を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ①情報収集 ②市長等幹部への報告 ③緊急事態連絡室体制への移行準備 ④京都府との調整 ⑤状況により本部体制へ移行 <ul style="list-style-type: none"> ・本部運営班 ・消防班 ・企画班 ・渉外班 <p>その他、事態に応じた関係班</p>
2号	緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断。	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急事態連絡室の設置 ②初動処置の確保 ③関係機関への支援要請 ④本部体制移行準備 <ul style="list-style-type: none"> ・本部員(部長級以上の幹部職員) ・本部運営班 ・消防班 ・企画班 ・渉外班 ・保護・援護班 ・学校教育班 <p>その他、事態に応じた関係班</p>
3号	国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等に参集。	<ul style="list-style-type: none"> ①対策本部の設置 ②交代要員の確保 ③広報活動 ④現地対策本部又は現地調整所の設置 <p>全庁体制</p>

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保、その他職員の配置
- ② 食糧、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難者の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 市民等の権利・利益の救済に係る手続等

(1) 市民等の権利・利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民等の権利・利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し対応を行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民等の権利・利益の救済のため迅速に対応する。

【市民等の権利・利益の救済に係る手続項目一覧】

補償	補償内容等
損失補償(※) (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条) 応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項・5項)
損害補償(※) (国民保護法第160条)	住民への協力要請によるもの。 ①住民の避難誘導への協力 (国民保護法第70条第1・3項) ②救援の協力 (国民保護法第80条第1項) ③消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力 (国民保護法第115条第1項) ④保健衛生の確保への協力 (国民保護法第123条第1項)

不服申し立てに関すること。(国民保護法第6条、175条)

訴訟に関すること。(国民保護法第6条、175条)

(2) 市民等の権利・利益に関する文書の保存

市は、市民等の権利・利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市行政文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民等の権利・利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連帯協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会委員や中丹地域危機管理連絡会とのつながりを有効に活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、

電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう必要な連携を図る。

(2) 府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。このため、日頃より中丹広域振興局と連絡・調整を行うなど、意思の疎通を図る。

(3) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3 近隣府県・市町との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣府県・市町と相互に市域を越える市民等の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結、見直し等を行い、その実施方法等について明らかにしておく。

(1) 近隣府県・市町との連携

市は、近隣府県・市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設ける。

また、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに

に、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難者の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を踏まえ、適用の確認を行いつつ、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 市民等との協力・連携

武力攻撃等が発生した場合、市は警報や避難の指示の伝達、市民等の避難や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民等の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため市は、市民等相互の協力組織やボランティア等の必要性を訴える。

一方、市民等自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食糧や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の考え方にに基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市民等の協力は自発的な意志にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

(1) 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難者の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

(2) 自主防災組織との協力関係の構築

市民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成することが必要である。

① 市が実施する支援等

- ア 自主防災組織の結成促進
結成への指導
- イ 自主防災組織の育成
リーダー研修の実施、訓練への支援等
- ウ 活動のための環境整備
訓練用の場所の貸与、資機材の充実等

エ 組織の活性化の促進
助言・指導、モデル組織の設置への助成等

【自主防災組織に協力を求める事項】

- ① 市民等の避難に関する訓練への参加
- ② 避難者の誘導への協力
- ③ 救援への協力
- ④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ⑤ 保健衛生の確保への協力

(3) ボランティアとの協力関係の構築

平時においてボランティア団体等との連絡体制について調整を図っておくとともに、必要な訓練等に関し協力体制の整備を図っておくものとする。

また、自衛官、海上保安官、警察官、消防職員、医療従事者等の経験者が持っている知識、経験等を生かすことができるボランティア「(仮称)地域安全サポーター」の登録制度の整備を図る。

さらに、武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全確保等に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、府、日本赤十字社京都府支部(日赤ボランティア)及び市社会福祉協議会などと連携を図り、普段からその受入れ体制について整備を図る。

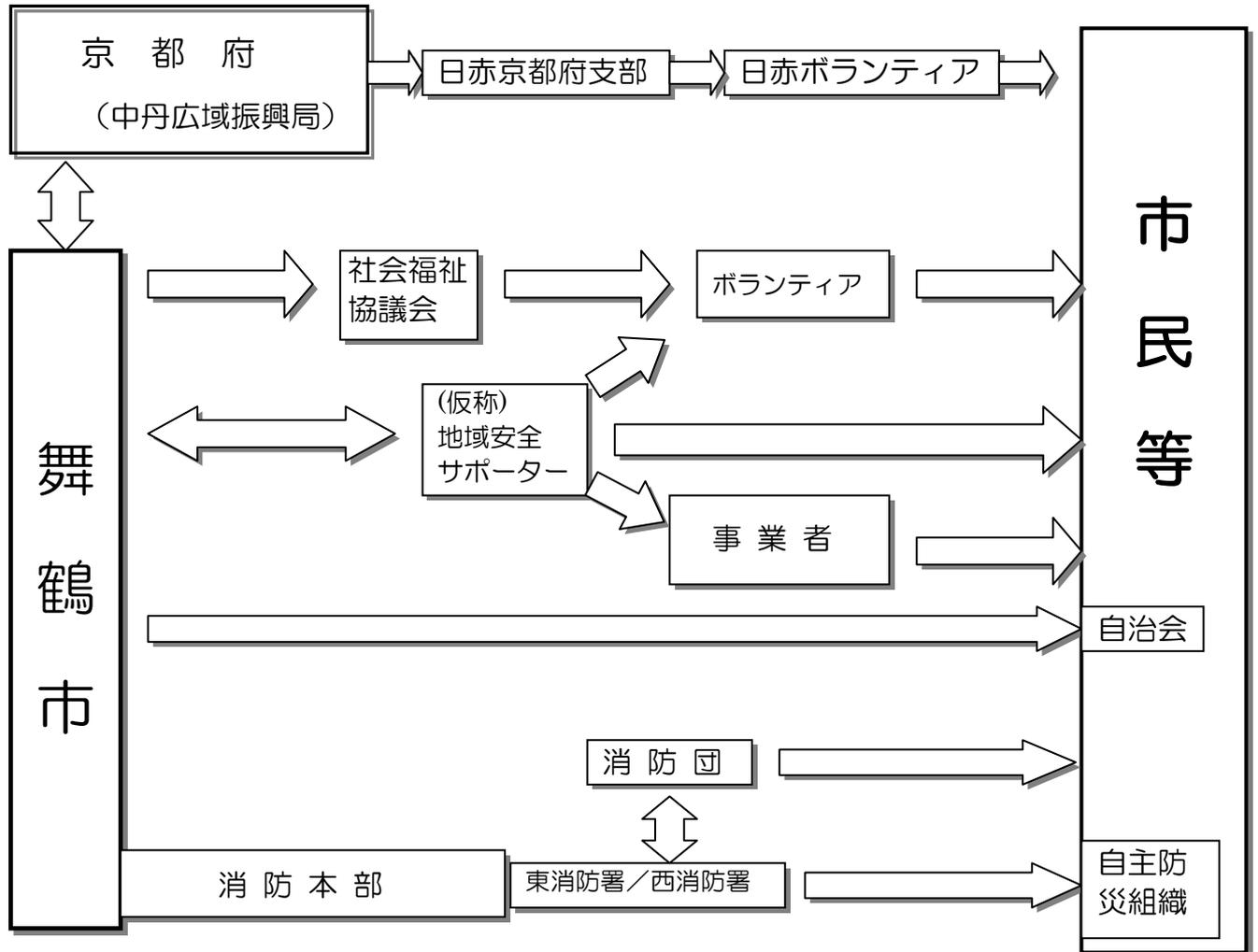
なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となってい、市は、府と調整を図りながら必要な支援を行う。

【ボランティアに協力を求める事項】

- ① 市民等の避難に関する訓練への参加
- ② 避難者の誘導への協力
- ③ 救援への協力
- ④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ⑤ 保健衛生の確保への協力

市民との協力連携関係図



6 事業者との連携

武力攻撃事態等において、市は、事業者に対して、その安全確保に十分配慮しながら以下に掲げる協力を求める場合も考えられる。

このため市は、訓練等を通じて事業者との協力関係を構築する。

【事業者に協力を求める事項】

- ① 避難に関する訓練への参加
- ② 避難者の誘導への協力
- ③ 消火、救護への協力
- ④ 傷病者の搬送、被災者の救助等への協力
- ⑤ 保健衛生の確保への協力

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、自然災害時等において確保している通信手段を活用し、関係機関との非常通信体制の整備について以下のとおり対策を講じる。

- (1) 京都デジタル疎水ネットワーク（※）による地上系と衛星通信系の整備とその活用の徹底
- (2) 携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線(地域系)（※）、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)（※）等の固定系通信回線の利用、又は臨時回線設定等による複数の情報伝達手段の整備
- (3) 自然災害等における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携
- (4) 情報伝達ルートの多ルート化や武力攻撃災害等により障害が発生した場合の通信の確保や停電等に備えた非常電源の確保

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

- (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

- (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化）等、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 〔消防無線、府防災行政無線、衛星携帯電話(府)、市防災行政無線(地域系)、孤立防止対策用衛星電話〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況を収集し、府対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳（※）時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、市民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話（※）等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）等についてあらかじめ定めておくとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織等との

協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の拡充整備を図るとともに、デジタル化の推進を図る。さらに車両による広報やインターネット等様々な通信手段の活用を図り、府と連携し、武力攻撃事態等における警報等を迅速・的確に伝達できるよう努める。

また、国が開発整備を進めている対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を市民等に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)(※)の導入を図る。

(3) 府警察・海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう府警察、海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等(文化施設、スーパー、総合病院等)に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

(6) 事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、訓練等必要な取組みについて推進する。

その際、先進的な民間事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、安否情報の収集・整理及び提供に関して、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との相互連携に努めるとともに、民間事業者等が提供している安否情報提供システム等との役割分担を図りながら、効率的に安否情報の事務が実施できる体制を整える。

(1) 安否情報の収集及び報告

市が収集すべき安否情報の対象者は、国民保護法の規定に基づき、本市の市民等のうち、避難者及び武力攻撃災害により負傷し、または死亡した市民等となっている。

これらの市民等の安否情報に関しては、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する様式により収集を行い、府に報告する。

※安否情報の収集・整理・提供の流れ及び収集項目は、P67の図を参照

注) 報告様式は資料編に記載する。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理し、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 民間事業者等が提供する安否情報との役割分担

国民保護法に基づき提供する安否情報の収集対象は、本市の市民等に限定されていることから、全国規模で運用されている民間事業者等が提供する安否情報提供システムが活用されるよう周知に努める。

注) 民間事業者等が運営する主な安否情報システムは資料編に記載する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

注) 報告様式は資料編に記載する。

第5 研修及び訓練

市は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上や情報収集・連絡に関する正確性を確保する必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング（※）等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊、海上保安庁及び府警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、府、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法（※）に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。

(1) 市の訓練

市は、この計画に基づき、市民等の参加と協力を得て、訓練を実施するものとする。さらに、旅行者や外国人に配慮するとともに、事業所が有する物的・人的資源の特長を生かした訓練とするよう努める。

また、国や府等との合同訓練の実施に努めるとともに、自治会を含めた訓練の実施に努める。

① 実動訓練

ア 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

イ 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の市民等に対する周知徹底について、防災行政無線や

広報車の使用などあらかじめ市地域防災計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

ウ 避難誘導訓練

府警察、消防機関、自衛隊等関係機関や市民等の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

② 図上訓練

ア 訓練内容

情報収集伝達等訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定の訓練を行う。

(2) 民間における訓練等

① 事業者における訓練への支援等

市は、事業者から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うとともに、その事業者のもつ広範な人的・物的ネットワークの把握に努める。

② 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等のマニュアルの作成、訓練等

ア 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。

イ 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、府警察や消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難者の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見調整を行い、訓練等により、緊密な連携確認を行う。

(3) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、府、府警察、海上保安部、自衛隊等と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

市は、府から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が府の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備する

とともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難者や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、貸切・路線バス、船舶、等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難者や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設に関する情報共有と周知

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して市民等に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

注）生活関連施設は資料編に記載する。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施することになることに留意する。この場合において、府警察及び海上保安部等との連携を図る。

7 要配慮者の支援体制の整備

武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を府の協力を得る中で関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な対策について次のとおり定める。

(1) 要配慮者の所在の把握等

市は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織、自治会等との連携のもと、要配慮者に関する情報を平素から収集するとともに、要配慮者マップの作成など所在の把握等に努めるものとする。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱うものとする。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、消防団、自主防災組織、自治会、福祉関係者等と連携しつつ、要配慮者に対し警報、避難の指示などの情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備を図る。

(3) 避難支援体制の整備

要配慮者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、要配慮者の避難については、集団避難を基本とし自主防災組織、自治会、地域住民等の協力により、個々の配慮者に対し、複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 要配慮者の安全確保

- ① 避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮するものとする。
- ② 市民等の協力も得て要配慮者を含めた訓練を実施する。
- ③ 食料及び生活必需品の確保にあたっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

8 外国人支援体制の整備

(1) 外国人支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、府等関係機関や特定非営利活動法人舞鶴国際交流協会などの協力を得て、日本語の理解が不十分な外国人に対し、警報、避難の指示などの迅速的確な情報連絡について多言語化に対応できる体制を整えておくものとする。

(2) 避難施設の運営

府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。